

競争入札参加者の資格に関する公告

令和8年1月15日

令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随时受付）の手続等は、次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 楠 原 茂

1 契約の種類及び登録種目

別表のとおり。

2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請の時において広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあっては、その許可、認可等を受けている者であること。

(5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

(1) 申請の時期

ア 受付期間

隨時に受け付ける。

ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請の場所

ア 発注者が広島市の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

イ 発注者が広島市水道局の場合

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課

(3) 申請書等の交付方法

広島市のホームページに掲載する。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出するものとし、E-mail又はファクシミリによる提出は受け付けない。

(2) 申請書等の提出書類

ア 令和8・9・10年競争入札参加資格審査申請書（物品関係）

イ 契約実績調査票（物品関係）

ウ 取扱業務調査票（施設維持管理業務を除く役務に申請する場合）

エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し

ク 財務諸表等

ケ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類

① 定款

② 組合員名簿

③ 役員名簿

④ 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）

⑤ 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）

⑥ 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）

コ その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類

(3) 申請書等の提出書類において用いる言語等

ア 申請書については、日本語を用いるものとする。

<p>その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。</p> <p>5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準 競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。</p> <p>6 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格の有効期間 資格が決定された時から令和10年12月31日までとする。 当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあっては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあっては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。 なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>8 その他 競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。</p>	<p>(8) 燃料 石油製品、ガス・固体燃料、その他</p> <p>(9) 教育用品 学校教材具、図書、運動具、楽器、その他</p> <p>(10) 建材 土石・二次製品、セメント・二次製品、木材、鉄鋼、樹脂・ガラス、塗料、その他</p> <p>(11) 動植物 動物・植物、その他</p> <p>(12) 食品</p> <p>(13) 雑貨・百貨 時計・装身具、記念品、娛樂用品、荒物・雑貨、百貨店・総合商社、その他</p> <p>(14) 不用品の売払い</p> <p>(15) その他</p> <p>(16) 電力供給</p> <p>2 物品の借入れ</p> <p>(1) コンピュータ機器・システム</p> <p>(2) コンピュータ機器以外の機械器具</p> <p>(3) 車両・船舶</p> <p>(4) 仮設建物（物品に限る。）</p> <p>(5) 家具・装飾</p> <p>(6) 園芸用品</p> <p>(7) その他</p> <p>3 役務の提供</p> <p>(1) 検査・測定</p> <p>(2) 調査・研究</p> <p>(3) 計画策定</p> <p>(4) 広報・宣伝</p> <p>(5) 催事・展示</p> <p>(6) 情報処理（コンピュータ関連）</p> <p>(7) 建物附属設備・機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理</p> <p>(8) 機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検</p> <p>(9) 道路・公園等の維持管理</p> <p>(10) 河川・下水道等の維持管理</p> <p>(11) 運送・保管</p> <p>(12) 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検</p> <p>(13) クリーニング</p> <p>(14) 司法書士、土地家屋調査士への依頼</p> <p>(15) その他</p>
---	--

別表

【契約の種類及び登録種目】

1 物品の売買、修繕及び製造の請負

(1) 印刷・写真・広告

一般印刷、軽印刷、封筒、写真、複写、広告・看板、その他

(2) 事務用品

文具、事務用機器、紙、印章、その他

(3) 機械器具

医療用機械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、工作用機械器具、産業用機械器具、厨房機械器具、消防機械器具、その他

(4) 車両・船舶・航空機

自動車、二輪・雑車、自動車部品、自動車修理、船舶・航空機、その他

(5) 家具・装飾

スチール家具、木工家具、建具・畳、装飾・寝具、その他

(6) 縫製

衣料品、皮革・ゴム・ビニール製品、帆布、その他

(7) 薬品

医療用薬品、防疫・農業用薬品、工業薬品、その他